

光市エコオフィスプラン（第 3 期）（案）

平成 2 8 年 3 月

光 市

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の目的	1
2 計画の期間	1
3 計画の位置付け	1
4 計画の対象範囲	2
5 対象とする温室効果ガス	2

第2章 取組状況

1 温室効果ガス総排出量の状況	3
2 各エネルギー別の使用量等推移	4
3 エコプラス事業の状況	7
4 再生可能エネルギーの活用状況	9

第3章 目標

1 基準年度及び係数の設定	10
2 温室効果ガス削減目標	10
3 個別の数値目標	11
4 「職員環境の日（エコマル推進デー）」の数値目標	11

第4章 計画の取組内容

1 基本方針	12
2 具体的な取組内容	13
3 エコマルチャレンジデー(12月)の重点月間化	16
4 職員一人ひとりにおける取組みの推進	16
5 各課等における取組みの推進	16

第5章 推進・点検体制

1 計画を推進するために	17
2 推進・点検体制	17
3 公表	18

参考資料

1 地球温暖化対策にかかる国際的な動向	20
2 日本の温室効果ガス排出量	21
3 二酸化炭素排出量の算出方法	22
4 対象施設	24

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の目的

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）第20条の3第1項において、都道府県及び市町村に温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下「実行計画」という。）の策定が義務付けられています。

本市では、実行計画として平成18年度から平成22年度の「光市エコオフィスプラン（第1期）」、平成23年度から平成27年度の「光市エコオフィスプラン（第2期）」を策定し、事業活動における環境に配慮した組織的な取組みを推進してきました。また、平成25年3月には「第2次光市環境基本計画」を策定し、環境保全に向けた行動を率先して実行するなど地球温暖化防止に向けた取組みを推進しています。

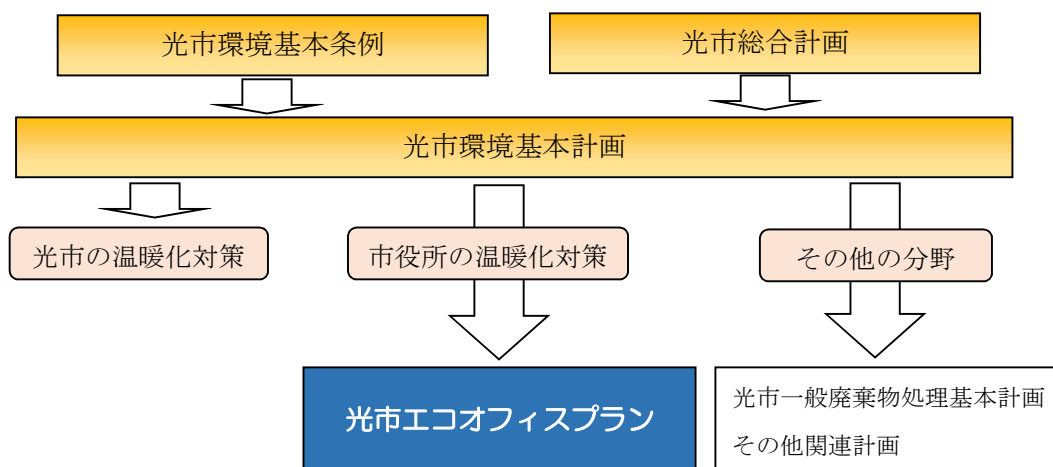
このたび、平成27年度に計画の終期を迎える「光市エコオフィスプラン（第2期）」を見直し、これまでの達成状況を踏まえた第3期プランを策定することとしました。

2 計画の期間

本計画は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況により、必要に応じて見直しを行います。

3 計画の位置付け

本計画は、上位計画である光市環境基本計画に定められた市役所の温暖化対策の推進にかかる個別計画です。



4 計画の対象範囲

本計画は、市が実施する事務・事業全般を対象とします。なお、これまで対象外としていた指定管理者制度適用施設について、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）の管理対象であることから、本計画の対象範囲に含めることとします。

5 対象とする温室効果ガス

本計画で削減対象とする温室効果ガスは、温対法に基づく7種類のうち、本市の事務・事業で発生する「二酸化炭素（CO₂）」、「メタン（CH₄）」、「一酸化二窒素（N₂O）」の3種類とします。

ガスの種類		主な発生源
調査対象	二酸化炭素（CO ₂ ）	電気の使用、灯油・ガソリン等の使用により排出される。
	メタン（CH ₄ ）	自動車の運転の際、燃料の燃焼により排出される。
	一酸化二窒素（N ₂ O）	自動車の運転の際、燃料の燃焼により排出される。
調査対象外	ハイドロフルオロカーボン（HFC）	カーエアコンの使用・廃棄時に排出される。
	パーフルオロカーボン（PFC）	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。
	六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。
	三ふっ化窒素（NF ₃ ）	半導体製造でのドライエッチング等に用いられている。

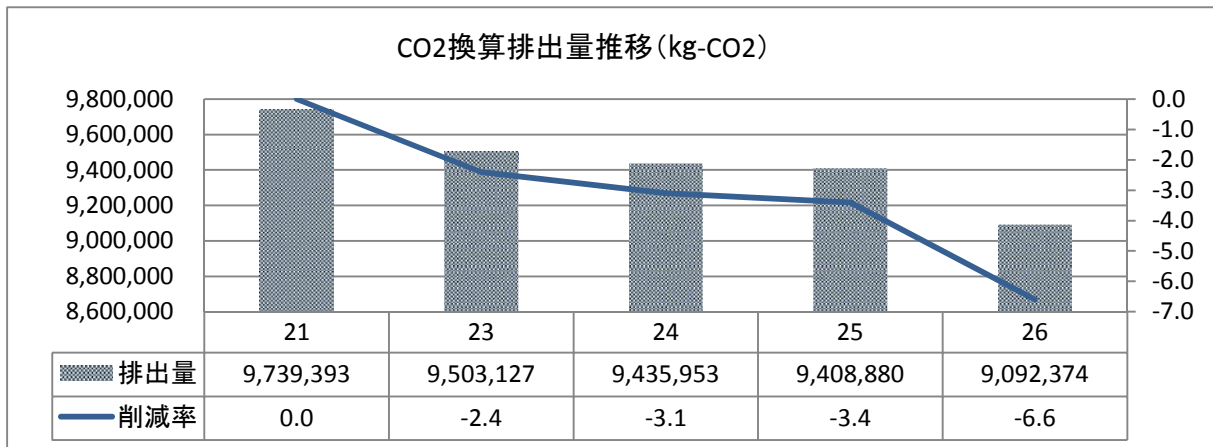
第2章 取組状況

1 温室効果ガス総排出量の状況

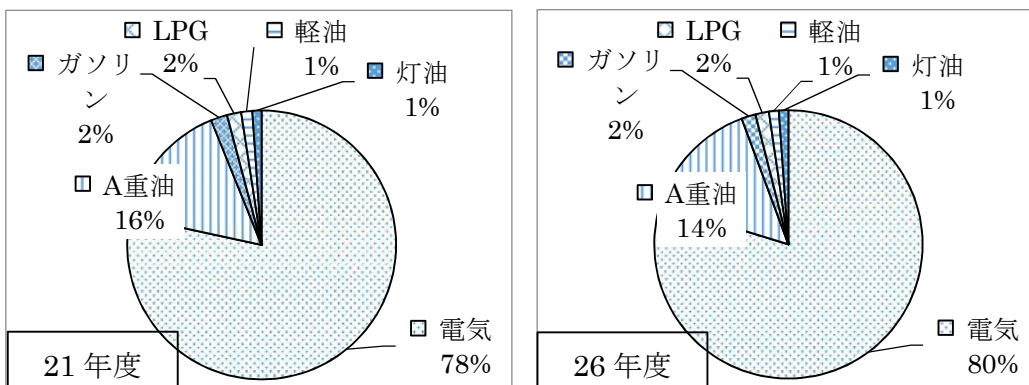
第2期プランでは、基準年度を平成21年度とし、平成23年度から5年間で5%削減を目標に、環境配慮のための排出抑制等に取り組んできました。その結果、平成26年度実績値において目標を達成することができました。

CO2換算排出量 (kg-CO2) の推移

		21年度 (基準年度)	23年度	24年度	25年度	26年度
総排出量		9,739,393	9,503,127	9,435,953	9,408,880	9,092,374
基準年度比削減率		—	-2.4%	-3.1%	-3.4%	-6.6%
内訳	二酸化炭素	9,728,036	9,491,642	9,427,254	9,400,368	9,084,051
	メタン	315	306	296	291	284
	一酸化二窒素	11,042	11,179	8,403	8,221	8,039



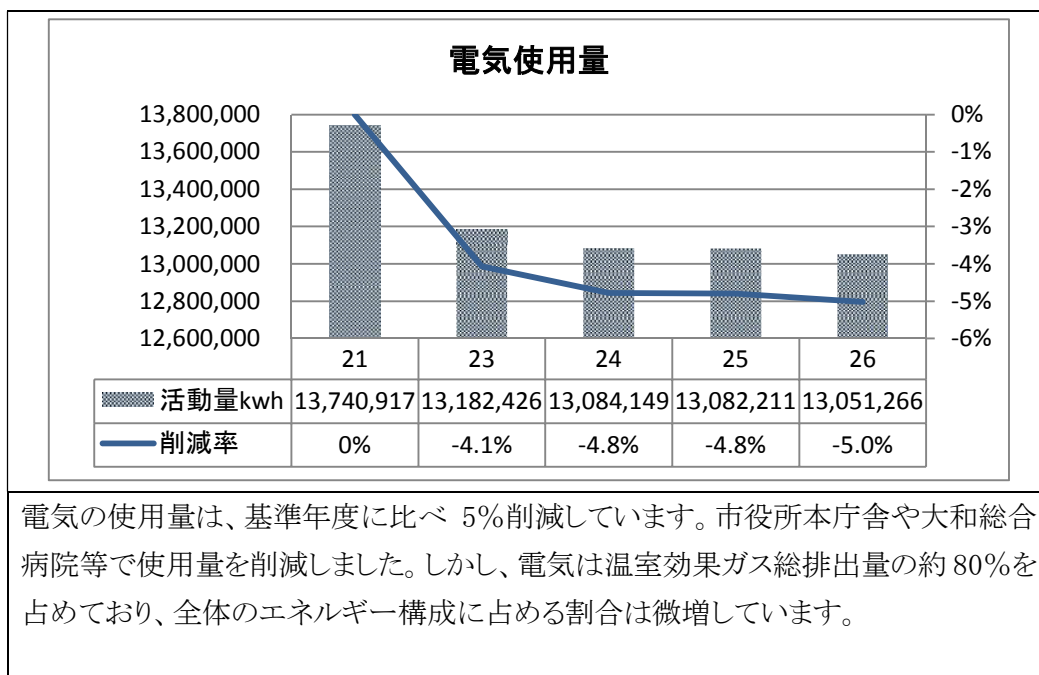
CO2換算排出量 (kg-CO2) における燃料構成



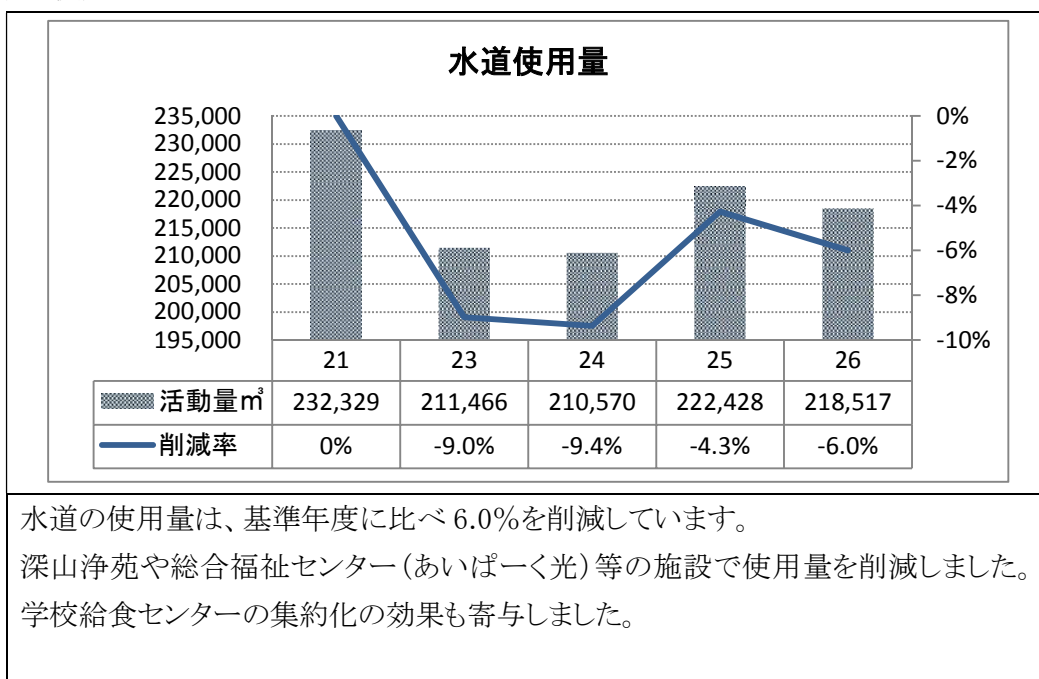
2 各エネルギー別の使用量等推移

項目	総使用量／ 基準年度比削減率	年度					
		21(基準)	23	24	25	26	
電 気	総使用量(kWh)	13,740,917	13,182,426	13,084,149	13,082,211	13,051,266	
	削減率	-	-4.1%	-4.8%	-4.8%	-5.0%	
水 道	総使用量(m ³)	232,329	211,466	210,570	222,428	218,517	
	削減率	-	-9.0%	-9.4%	-4.3%	-6.0%	
燃 料	総使用量(リットル)	732,519	759,325	752,051	741,565	639,481	
	削減率	-	3.7%	2.7%	1.2%	-12.7%	
	内 訳	ガソリン(リットル)	82,574	76,286	75,563	76,632	67,483
		(基準比)	-	-7.6%	-8.5%	-7.2%	-18.3%
		灯油(リットル)	43,296	46,307	42,328	41,037	41,496
		(基準比)	-	7.0%	-2.2%	-5.2%	-4.2%
		軽油(リットル)	50,969	48,262	40,790	40,536	41,382
		(基準比)	-	-5.3%	-20.0%	-20.5%	-18.8%
		A重油(リットル)	555,680	588,470	593,370	583,360	489,120
(基準比)		-	5.9%	6.8%	5.0%	-12.0%	
LPG	総使用量(kg)	55,019	54,612	57,193	58,096	49,477	
	削減率	-	-0.7%	4.0%	5.6%	-10.1%	
可 燃 ご ろ	総使用量(袋)	24,174	22,683	21,830	21,630	21,307	
	削減率	-	-6.2%	-9.7%	-10.5%	-11.9%	

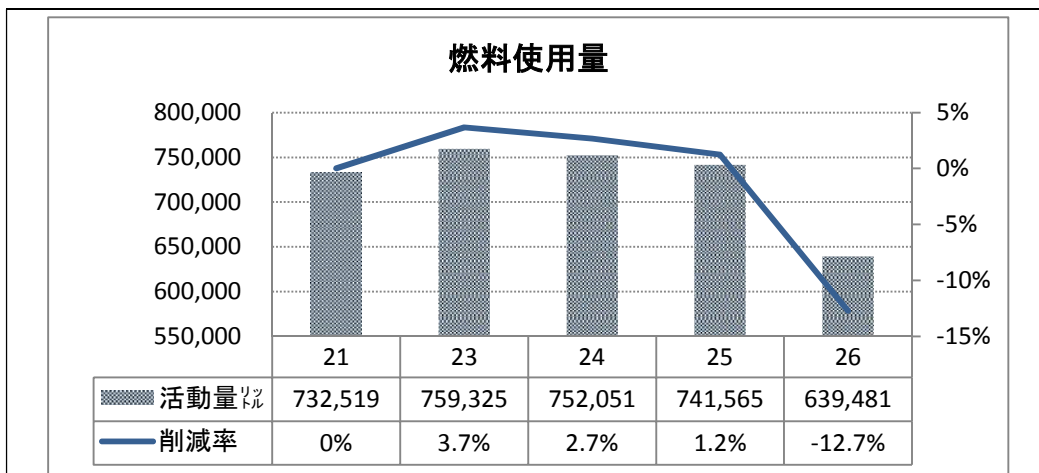
(1) 電気使用量



(2) 水道使用量

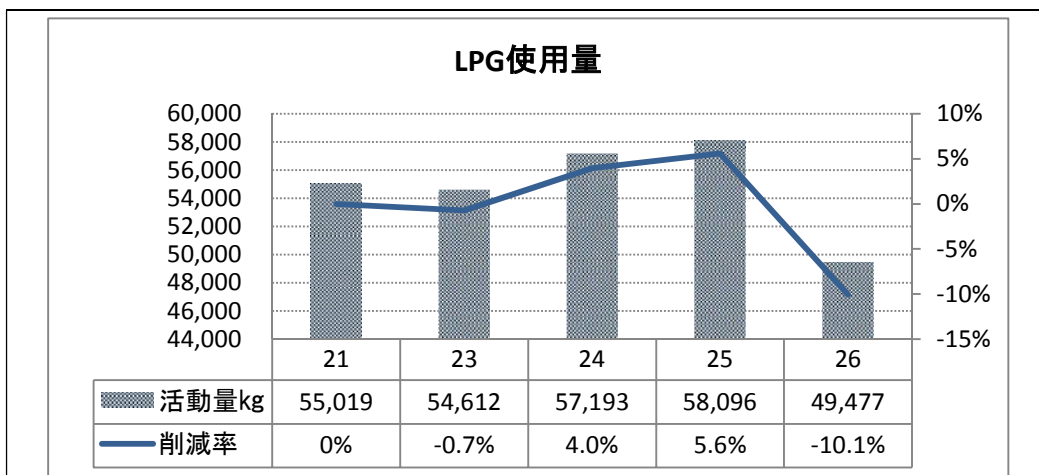


(3)燃料使用量



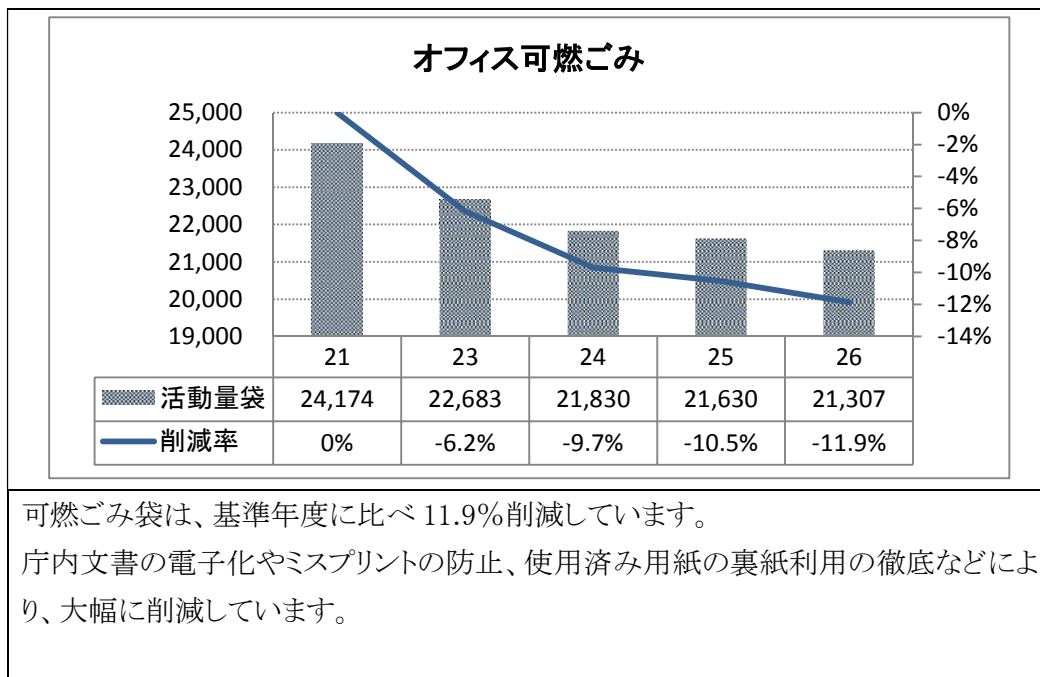
燃料の使用量は、基準年度に比べ 12.7%削減しています。
 自動車の使用燃料としてのガソリンや軽油の削減が堅調に推移しました。
 暖房を主な用途とする灯油・A重油については、気候の影響もあり、一律的な削減とはなりませんでしたが、学校給食センターにおける燃料の切換えなどにより最終的には削減目標を達成しました。

(4)LPG 使用量



LPG の使用量は、基準年度に比べ 10.1%削減しています。
 光・大和総合病院で使用量が減少しました。学校給食センターの集約化の効果も寄与しました。

(5) 廃棄物(オフィス可燃ごみ)排出量



3 エコプラス事業の状況

職員提案事業を具現化した「エコプラス事業」は、燃料費、光熱水費の削減や職員の環境意識の向上を図るとともに、削減額を各種事業経費に予算計上し、市民に還元することを目的に、平成 24 年 4 月から平成 27 年 6 月の間に実施しました。

また、本事業の開始とともに、毎月 20 日を「職員環境の日」とし、「環境美化の推進」、「ノーマイカー通勤」に職員全員で取り組む統一行動日としました。

各項目の実施状況では、12 項目中 11 項目において、1 期より実行した人の割合が増加しています。また、職員環境の日の参加状況も増加しており、こうした地道な取り組みにより、職員の環境意識は徐々に高まっていると思われまます。

(1) 各項目の実施状況

項目			1 期	2 期	3 期	4 期
			24.4-6	24.7-25.6	25.7-26.6	26.7-27.6
項目 1	OA 機器のスイッチ ON-OFF	11日以上	20.6%	21.5%	22.7%	25.3%
		1~10日	26.6%	29.4%	32.5%	34.6%
		実行しなかった	51.7%	48.6%	44.4%	39.3%
項目 2	時間外勤務のスポット照明	実行した	89.3%	91.6%	89.7%	90.4%
		実行しなかった	9.1%	6.6%	7.4%	7.3%

項目 3	自然光の活用による節電	実行した	63.7%	65.0%	66.1%	70.3%
		実行しなかった	23.1%	31.8%	28.0%	26.4%
項目 4	チャリンジ号(庁用自転車)の利用	5回以上	0.7%	0.4%	0.3%	0.4%
		1～4回	10.0%	7.6%	5.2%	4.0%
		未利用	88.3%	90.8%	93.1%	93.9%
項目 5	環境美化の推進	実行した	79.9%	83.4%	83.9%	87.1%
		実行しなかった	11.0%	15.6%	15.1%	11.4%
項目 6	アイドリングストップ	実行した	51.9%	57.8%	62.1%	62.8%
		実行しなかった	47.1%	41.6%	35.3%	36.5%
項目 7	ノーマイカー通勤	5日以上	12.1%	8.5%	8.8%	12.6%
		1～4日	1.0%	18.0%	19.4%	17.8%
		実行しなかった	61.8%	71.7%	69.3%	68.2%
項目 8	ペーパーレス	実行した	73.9%	74.7%	71.6%	79.3%
		実行しなかった	24.8%	24.3%	25.5%	19.4%
項目 9	エコ運転	実行した	89.7%	89.6%	83.4%	91.0%
		実行しなかった	7.9%	9.3%	8.9%	7.8%
項目 10	節 水	実行した	86.8%	89.7%	89.8%	91.1%
		実行しなかった	12.3%	9.6%	9.2%	8.0%
項目 11	エレベーターの利用不可	実行した	93.1%	92.7%	85.6%	93.8%
		実行しなかった	4.7%	5.9%	4.4%	3.2%
項目 12	クールビズ、ウォームビズ	実行した	-	84.3%	85.1%	87.8%
		実行しなかった	-	15.1%	14.1%	11.2%

※回答は「無回答」を含むため、合計が 100%と一致しません。

(2) 職員環境の日（環境美化・ノーマイカー通勤）の参加状況

	1 期	2 期	3 期	4 期
	24.4-6	24.7-25.6	25.7-26.6	26.7-27.6
環境美化	43.0%	41.4%	38.9%	45.3%
ノーマイカー通勤	25.1%	27.7%	31.1%	30.5%

4 再生可能エネルギーの活用状況

本市の特性を活かし、市の施設に太陽光の再生可能エネルギーを活用し、エネルギー消費の削減や効率的な使用を進めています。

(1) 太陽光発電システム

設置施設名	設置（竣工）	最大出力 (kW)	年間推計発電量 (kWh)
野外活動センター（周防の森ロッジ）	H11.3	10	9,461
総合福祉センター（あいぱーく光）	H13.3	10	8,268
光地区消防庁舎	H15.3	10	13,412
リサイクルセンターえこぱーく	H20.2	20	24,440
塩田小学校	H23.2	20	24,806
東荷小学校	H23.2	20	24,037
光井中学校	H23.2	40	55,878
浅江中学校	H23.2	40	49,105
学校給食センター	H27.2	30	44,984
室積コミュニティセンター	H28.3	10	—
農業振興拠点施設「里の厨」	H28.1	10	—

(2) ソーラー照明灯

設置施設名	設置（竣工）	基数
市役所本庁舎	H23.9	1
総合体育館	H23.9	1
学校給食センター	H26.9	1
室積コミュニティセンター	H28.3	2

第3章 目標

1 基準年度及び係数の設定

本計画の基準年度は、計画策定年次において把握できる直近のエネルギー使用量等が平成26年度であるため、当該年度を基準年度とします。

また、温室効果ガス排出量の算出にかかる地球温暖化係数及び排出係数は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号。以下「施行令」という。）に規定する係数を用いることとします。（係数は参考資料参照）

2 温室効果ガス削減目標

平成26年度比で平成32年度までに5%削減

省エネ法では、努力目標として「毎年1%削減（原単位）」を課していることから、この規定に準拠し、目標年度である平成32年度までの5年間で5%削減を目標とします。

第2期計画期間中においては、大規模施設の学校給食センターが建設され、それまで使用していたA重油とLPGに代わり、都市ガスを使用することとなったため、新たに第3期計画から対象に加えることにします。

また、第3期計画期間中において、室積コミュニティセンター、大和複合施設や総合病院などの大規模施設の建設や市役所本庁舎の空調設備の更新などが予定される中で、事務事業から排出される温室効果ガスの予測を行うことは困難であるが、計画期間を通して、前年度比1%以上の削減を目途とした取組みを続けていくことで目標達成を目指します。

さらに、今後も新たな対象項目の発生やこれまでのエネルギー使用量と比較が容易でない場合も想定されます。その場合は、分析を行うとともに目標値との整合に努めます。

年度	総排出量 (kg-CO ₂)	基準年度比
平成26年度（基準年度）	13,204,263	—
平成28年度	13,072,220	▲1%
平成29年度	12,940,177	▲2%
平成30年度	12,808,135	▲3%
平成31年度	12,676,092	▲4%
平成32年度	12,544,049	▲5%

※基準年度となる平成26年度総排出量は、対象施設や対象項目の追加、係数が異なるため、第2期排出量とは一致しません。

3 個別の数値目標

これまでの計画では、個別項目の削減目標を温室効果ガスの総排出量に関する目標に準じて定めていたが、前述のように、多くの施設更新が予定される中で一律的な削減目標を設定することは難しい状況であるため、温室効果ガス排出量の算定に直接関わる項目については、個別目標を設定せず、総排出量で削減達成を目指します。

なお、温室効果ガス排出量の算定対象ではないが、地球温暖化防止に寄与する取組みとして、これまで同様、水道使用量、オフィス可燃ごみ排出量の削減は個別目標を設定します。

また、平成 26 年度から、雑紙回収箱を市役所本庁舎・総合福祉センター（あいぱーく光）・教育委員会庁舎に設置しています。用紙類の使用量やオフィス可燃ごみ排出量の削減にもつながることから、雑紙回収量を個別項目に追加しました。

なお、各年度の目標は 1% とします。

項目	基準年度の 使用・排出量	目標	目標値 (H32)
水道使用量	252,350 m ³	▲5%	239,733 m ³
オフィス可燃ごみ	21,307 袋	▲5%	20,242 袋
雑紙回収量（市役所本庁舎・ 総合福祉センター・教育委員会庁舎）	6,204 kg	5%	6,514 kg

※対象施設が一部異なるため、第 2 期排出量とは一致しません。

4 「職員環境の日（エコマル推進デー）」の数値目標

「職員環境の日」の取組みとして定着している「環境美化の推進」「ノーマイカー通勤」は、本計画策定のために実施した組織調査においても、重点的な取組みが必要であるとの回答が多く職場から出されました。

今後は、目標値を設置し、継続して取り組んでいくこととします。

項目	近況値 (エコプラス事業 4 期)	目標値 (H32)
昼休みの環境美化推進の参加率	45.3%	50.0%
ノーマイカー通勤の参加率	30.5%	40.0%

第4章 計画の取組内容

1 基本方針

市の事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスを効果的に削減するには、省エネルギー設備の設置や再生可能エネルギーを活用した設備の導入などのハード面の取組みは当然必要であるが、同時に、職員一人ひとりが地球温暖化問題に関心を持ち、省エネルギーや節電に対して日々努力することが大切です。

こうした基本的な考え方は長期的な取組みを見据えたものであることから、本計画においても、前計画の基本理念・基本方針を踏襲することにします。

(1) 基本理念

TAKE ACTION ECO WORK
～ さらに進めるエコリユーション！！～

※「エコリユーション」とは、エコロジー（環境）、エコノミー（節約）、エボリユーション（進化）をミックスした光市オリジナルの造語です。

※この基本理念には、自分にできるエコ、何か“ひとつ”始めてみよう！ みんなのひとつを“輪”にしよう！“光市の進化型エコ”を情報発信しよう！という意味を込めています。

(2) 基本方針

●職員の取組み

エコオフィスづくりには職員の積極的な環境への取組みが欠かせません。職員の取組みを促すための環境作りに努めます。

●環境整備

職員の活動だけでなく、施設・設備の環境整備の面においても省エネ化を図るとともに再生可能エネルギーの導入を積極的に進めます。

2 具体的な取組内容

(1) 省エネルギーの推進

●重点取組項目
<ul style="list-style-type: none">・「職員環境の日」の取組みに積極的に参加する。・公用車の更新は、ハイブリット車や電気自動車等の低公害車や低燃費車など、環境に配慮した車両の導入に努める。・照明器具は、計画的に省エネルギー型への更新を促進するよう努める。
消灯の徹底
<ul style="list-style-type: none">・自然光を有効に活用し、不要な照明はつけない。・事務所等の営業形態を考慮し、昼休み消灯（一部または全部）を実施する。・時間外勤務を行う場合は、スポット照明に努める。
適正な室温の管理
<ul style="list-style-type: none">・光市個別空調機使用に関する運用基準に基づき、空調設備の適正な使用に努める。・エアコン等の定期的な清掃とメンテナンスを行う。・クールビズ（5～10月）、ウォームビズ（12～3月）を推進する。・緑のカーテン設置を推進する。
OA 機器
<ul style="list-style-type: none">・昼休み、退庁時や長時間の空席時は、電源をオフにする。・省エネルギーモードの設定がある場合は、当該設定を活用する。・職場における最終退庁者は、電源が切れていることを確認する。・省エネルギー対応の製品を購入する。
自動車燃料の削減
<ul style="list-style-type: none">・エコドライブ普及連絡会策定の「エコドライブ 10 のすすめ」に基づき、環境に配慮した自動車使用に努める。・用務を調整し、相乗りや公共交通機関の利用に努める。・適正なルート選択による走行距離の抑制に努める。・近距離の移動は、徒歩または庁用自転車の利用に努める。・ノーマイカー通勤に心がける。
その他
<ul style="list-style-type: none">・荷物等の運搬や身体的理由を除き、エレベーターを利用しない。・個人が持ち込んだ電化製品の使用や、携帯電話等の充電をしない。・ガス器具の適正な火力の調整やこまめに消すなど、無駄のないようにする。・冷蔵庫、電気ポット等の家電製品は極力使用しないようにする。・マイボトルを持参する。

(2) 省資源の推進

●重点取組項目	
	<ul style="list-style-type: none">・可能な限りペーパーレス化を推進する。・節水に努める。
紙の使用量の削減	
	<ul style="list-style-type: none">・イントラネットを活用し、ペーパーレス化を推進する。・資料等の作成は、両面印刷、両面コピーを徹底する。・可能な範囲で裏面利用、集約印刷を活用する。・会議資料の簡素化（ワンペーパー）や刊行物の適正部数作成等により、印刷数を削減する。
水の使用量の削減	
	<ul style="list-style-type: none">・手洗い、食器洗い等における水の流しっぱなしを止めるなど、節水に努める。・トイレ用擬音装置の設置を進め、トイレの音消し流しをしないようにする。・水漏れの点検等を行い、併せて水量の確認、調整等を行う。

(3) 廃棄物の削減とリサイクルの推進

●重点取組項目	
	<ul style="list-style-type: none">・雑紙回収ボックスを積極的に活用する。・ごみ分別を徹底する。
ごみの減量化	
	<ul style="list-style-type: none">・物品の購入は、耐久性があり修繕しやすいもの、または詰め替え可能な長期使用できる事務用品や電化製品を選択する。・紙コップや割り箸等の使用は自粛する。・事務室内のごみ箱を減らし、安易にごみを作らない。・イベントなど多くのごみが排出される事業では、ごみの発生をなるべく少なくするように努める。
リサイクルの推進	
	<ul style="list-style-type: none">・シュレッダーの使用は、個人情報を含む文書・機密文書に限定し、それ以外は裏面利用として活用する。・使用済み封筒は、連絡便等に再利用する。

(4) グリーン購入の推進

●重点取組項目	
	<ul style="list-style-type: none">・コピー用紙や印刷用紙は古紙パイプ配合率の高い再生紙を使用する。・整理整頓を心がけ、机に埋もれている文具等を共有し、適切に使用する。
必要性等の考慮	
	<ul style="list-style-type: none">・物品等の調達にあたっては、必要性和適正量を十分に検討し、調達総量を必要最小限に抑える。・資源採取から廃棄までの製品ライフサイクルにおける多様な環境負荷を考慮するなど、製品に関する環境情報を積極的に入手して購入する。
適合品の購入	
	<ul style="list-style-type: none">・再生品やエコマーク、グリーンマーク製品など環境配慮製品を優先して購入、使用するよう努める。

(5) 公共施設の低炭素化の推進

●重点取組項目	
	<ul style="list-style-type: none">・全ての公共工事において低炭素化の視点を考慮し検討する。
再生可能エネルギーの導入	
	<ul style="list-style-type: none">・公共施設の新設・改修の際には、太陽光発電等の再生可能エネルギー機器の導入を検討する。
省エネ改修・省エネ設備の導入	
	<ul style="list-style-type: none">・エネルギー効率の良い設備の導入、更新を検討する。・公共施設の新設、改修の際には、より効率的なエネルギーの使用を検討する。・自然光や自然風を施設内に取り入れる設計を行い、エネルギーの消費を抑えるよう努める。
環境への配慮	
	<ul style="list-style-type: none">・市が行う公共工事においては、山口県土木工事共通仕様書における環境対策や光市環境基本計画における環境配慮指針を遵守し、環境保全及び環境負荷低減を図る。

3 エコマルチャレンジデー（12月）の重点月間化

市では、第2次環境基本計画に基づき、温室効果ガスの削減や環境問題に対する意識の醸成などのエコライフを促進するため、地球温暖化防止月間である12月を「市域全体で省エネルギー運動」に取り組む月間とし、さらに、12月第3日曜日を市内一斉に省資源、省エネルギーに取り組む日「エコマルチャレンジデー」として意識付けを行っています。

このため、本計画においても12月を重点月間とした取組みを進めます。

4 職員一人ひとりにおける取組みの推進

職員の環境への取組みを進めていくには、職員一人ひとりがエコ活動を義務として行うのではなく、楽しみながら進めていくことが大切です。

このため、第2期計画から実施してきた「職員エコプラス事業」について、より環境意識を高める工夫を加えて継続して行います。

5 各課等における取組みの推進

本計画の目標達成のためには、各課等が環境配慮の視点を念頭に置き、事務事業を行うことが重要です。このため、各課等においては、当該課の事業特性・組織特性に応じた組織目標を設定し、自らが進捗管理することで、計画の実効性を高めます。

具体的には、各課等において年間を通じた目標を設定し、上半期・下半期に取組み状況の報告を行います。

第5章 推進・点検体制

1 計画を推進するために

温室効果ガスの排出量は、日常的な事務事業以外にも、外気温の影響による冷暖房機器の稼働や施設利用率の増加、新設施設の整備等、さまざまな要因により増加します。

排出量削減が困難なものもあるが、市をあげて地球温暖化防止に向けた取組みを一層推進していかなければなりません。職員一人ひとりが地球温暖化を自らの問題として取組み、それを組織として徹底し、市全体の取組みにつなげ、計画の着実な推進を図ります。

2 推進・点検体制

本計画を着実かつ効果的に推進するため、環境マネジメントシステムの考え方を取り入れ、計画策定（Plan）、実施（Do）、点検（Check）、見直し（Action）を基本とした継続的改善システムに基づく推進・点検体制を整備します。

具体的には、各部局長を実行部門長として、各課等のエコオフィス推進責任者とエコオフィス推進員を中心に職員一人ひとりがエコマインドを向上させるとともに、自覚をもって着実に計画を実践していきます。

なお、計画の見直しについては、エコオフィス推進部長会議を活用します。

（1）エコオフィス推進部長会議

エコオフィス推進部長会議は、本計画の策定・推進母体として、計画の策定と点検結果などを踏まえた見直しを行います。

（2）実行部門長

各部局長は、エコオフィスプラン実行部門長としてエコオフィス推進責任者を統括し、所管各部局における計画を推進します。

（3）エコオフィス推進責任者

各課等の長等は、エコオフィス推進責任者として各職場における計画の推進のため、以下の役割を担います。

ア 各課等の職員へのエコオフィスプランの周知及び取組みの徹底

イ エコオフィス推進員（係長等・1名以上）の選任及び職場の実情に応じた適切な推進体制の整備

ウ 各課等での目標設置と推進

エ エネルギー使用量などの数値把握と管理及び実行部門長並びに環境政策課への報告

オ エコオフィスプランの実施状況・効果・問題点などの日常的な把握

カ 点検調査等への協力

(4) エコオフィス推進員

各職場で選任されたエコオフィス推進員は、計画の推進・職場のエコマインド向上などで中心的な役割を果たします。

(5) 職員に対する研修等

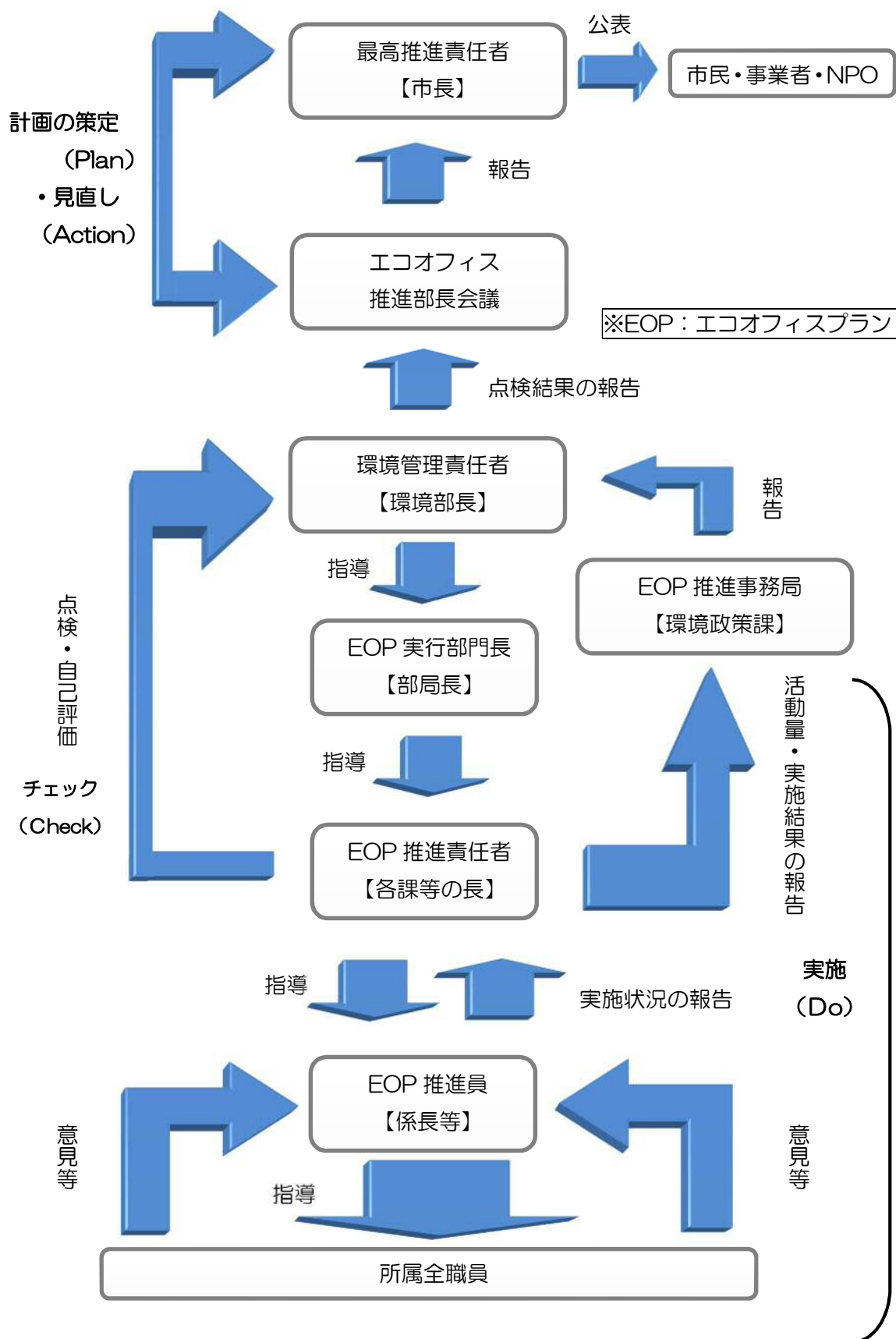
本計画を実効性のあるものにするためには、職員一人ひとりの自覚と着実な取り組みが必要です。そのため、環境分野の職員研修の実施や環境保全についての情報提供などを推進し、職員のエコマインドの向上を図ります。

また、「職員環境の日」の取り組みを進めるとともに、地域の環境保全活動への積極的な参加など、全職員が地域や家庭でも率先して環境保全行動を実践していきます。

3 公表

計画策定及び計画の見直しを行ったときや毎年度の取り組み結果については、環境審議会への報告のほか、市ホームページや「光市の環境」への掲載等で情報発信します。

計画の推進・公表・点検体制図



参考資料

1 地球温暖化対策にかかる国際的な動向

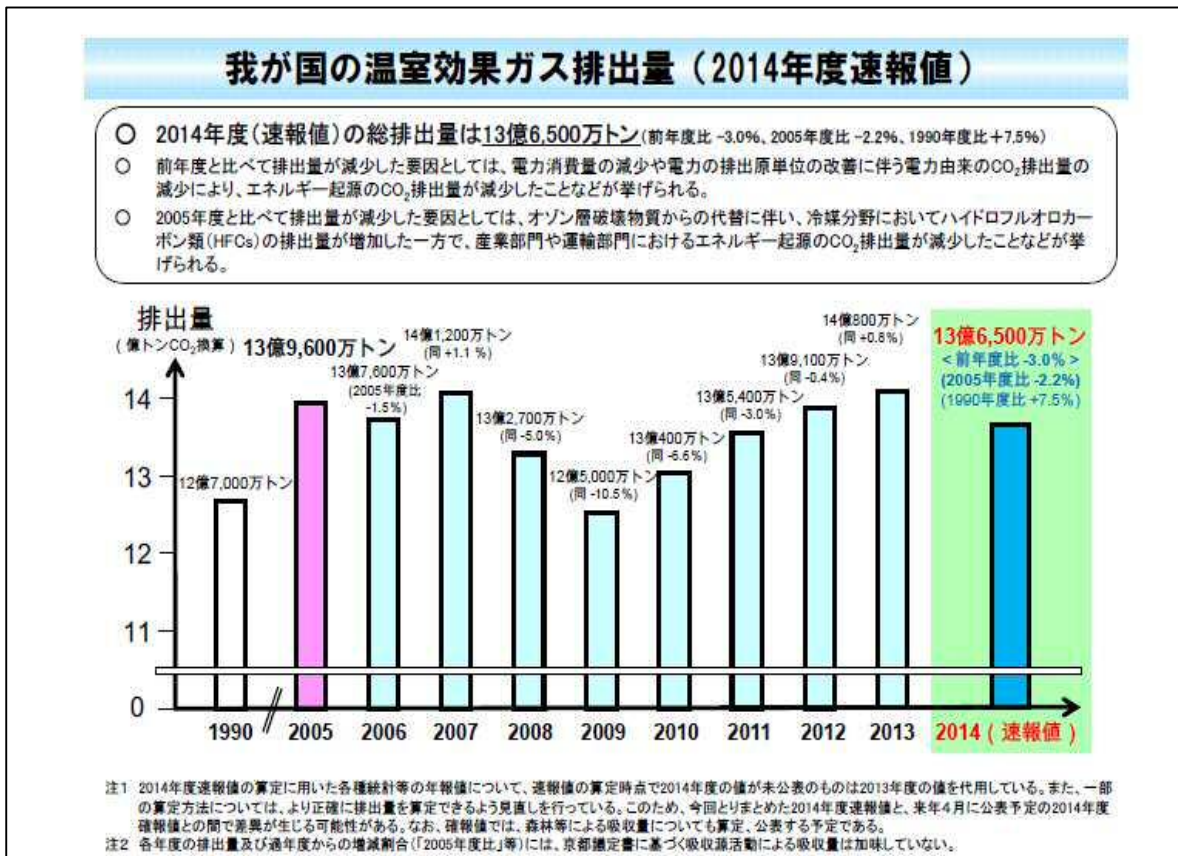
平成9年12月に京都市で開催された第3回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）における「京都議定書」の採択や、平成22年のCOP16における「カンクン合意」の採択等により、先進国には温室効果ガスの削減目標が課され、各国において取り組みが進んでいます。

また、平成27年12月にフランスで開催されたCOP21では、京都議定書以来18年ぶりとなる法的拘束力を持つ新たな枠組み「パリ協定」が採択され、歴史的な転換点を迎えました。これは、平成32年以降は先進国と発展途上国、すべての国が強調して地球温暖化対策に取り組み、世界全体の平均気温の上昇を産業革命前に比べ1.5度に抑えるよう努力し、世界全体の温室効果ガスの排出量をできるだけ早く減少に転じさせ、今世紀後半には実質的にゼロにするよう削減に取り組むこととしました。さらに、この長期目標を達成するために、途上国も含めすべての国が5年ごとに温室効果ガスの削減目標を国連に提出し、対策を進めることが義務付けられました。

項目	概要
気候変動枠組条約の採択(平成4年6月)	○地球サミット（リオデジャネイロ）において、「気候変動に関する国際連合枠組条約」を採択
「京都議定書」の採択(平成9年12月)	○京都市で開催されたCOP3において、「京都議定書」が採択 【京都議定書の概要】 ◆平成2年を基準年として第1約束期間（平成20年～平成24年）における温室効果ガスの削減目標を先進国に義務付け（日本は6%削減） ◆排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの京都メカニズムを盛り込む
「カンクン合意」の実施	○平成21年7月にイタリアのラクイラで開催されたG8サミットにおいて、「平成62年までに先進国全体で温室効果ガス排出量を80%またはそれ以上削減する」という長期目標を支持 ○平成21年12月にデンマークのコペンハーゲンで開催されたCOP15において、「世界全体の気温上昇を2℃以下に抑え、先進国は中期目標を平成22年1月末までに登録する」などを規定したコペンハーゲン合意に留意 ○平成22年12月にメキシコのカンクンで開催されたCOP16において、途上国にも削減目標を求めるほか、実際に削減できたかどうかを検証する国際的な制度の導入や、途上国での排出削減を支援する「グリーン気候基金」などを規定したカンクン合意を採択

	<p>○平成 23 年 11 月～12 月に南アフリカのダーバンで開催された COP17 において、平成 32 年以降の「全ての国に適用される将来の法的枠組み」構築に向けた道筋に合意し、その構築までの間の取組の基礎となる「カンクン合意」の実施のための仕組みの整備、京都議定書第 2 約束期間の設定に向けた合意を示したダーバン決定を採択</p> <p>○平成 26 年 12 月にペルーのリマで開催された COP20 において、平成 32 年以降の枠組みについて、平成 27 年の COP21 に十分先立って提出を招請されている約束草案を提出する際に示す情報等を定める「気候行動のためリマ声明」を採択</p>
「パリ協定」の採択 (平成27年12月)	<p>○フランスで開催された COP21 において、「パリ協定」が採択</p> <p>【パリ協定の概要】</p> <p>◆すべての国に削減目標の作成と報告を義務付け、5 年ごとに点検・更新する。気温上昇を産業革命前に比べ 1.5 度に抑える</p>

2 日本の温室効果ガス排出量（平成 27 年 11 月環境省発表）



3 二酸化炭素排出量の算出方法

温室効果ガスの排出量は、次の数式により算定します。

本計画における地球温暖化係数及び排出係数は、施行令に規定する係数とします。
ただし、電気の排出係数は、電力会社が発表する排出係数を用いています。

なお、本計画期間中において施行令の改正により各係数が変更されても、経年比較を検証するため変更はしません。

$$\text{温室効果ガス排出量 (二酸化炭素換算)} = \text{項目ごとの活動量 (使用量)} \times \text{排出係数} \times \text{地球温暖化係数}$$

温室効果ガス	項目		排出係数	地球温暖化係数	
二酸化炭素	燃料使用量	ガソリン	2.320 kg-CO ₂ /L	1	
		灯油	2.490 kg-CO ₂ /L		
		軽油	2.580 kg-CO ₂ /L		
		A重油	2.710 kg-CO ₂ /L		
		L P G	3.000 kg-CO ₂ /kg		
		都市ガス	2.160 kg-CO ₂ /m ³		
	電気使用量		0.719 kg-CO ₂ /kWh		
メタン	自動車走行量	ガソリン	普通・小型乗用車	0.0000100 kg-CH ₄ /km	25
			軽自動車	0.0000100 kg-CH ₄ /km	
			普通貨物	0.0000350 kg-CH ₄ /km	
			小型貨物	0.0000150 kg-CH ₄ /km	
			軽貨物	0.0000110 kg-CH ₄ /km	
			特殊用途車	0.0000350 kg-CH ₄ /km	
		軽油	普通乗用車	0.0000020 kg-CH ₄ /km	
			普通貨物	0.0000150 kg-CH ₄ /km	
			小型貨物	0.0000076 kg-CH ₄ /km	
			特殊用途車	0.0000130 kg-CH ₄ /km	
		L P G	小型乗用車	0.0000100 kg-CH ₄ /km	
			特殊用途車	0.0000110 kg-CH ₄ /km	

一酸化二窒素	自動車走行量	ガソリン	普通・小型乗用車	0.000029 kg-N ₂ O/km	298
			軽自動車	0.000022 kg-N ₂ O/km	
			普通貨物	0.000039 kg-N ₂ O/km	
			小型貨物	0.000026 kg-N ₂ O/km	
			軽貨物	0.000022 kg-N ₂ O/km	
			特殊用途車	0.000035 kg-N ₂ O/km	
		軽油	普通乗用車	0.000007 kg-N ₂ O/km	
			普通貨物	0.000014 kg-N ₂ O/km	
			小型貨物	0.000009 kg-N ₂ O/km	
			特殊用途車	0.000025 kg-N ₂ O/km	
		L P G	小型乗用車	0.000029 kg-N ₂ O/km	
			特殊用途車	0.000030 kg-N ₂ O/km	

4 対象施設

部 局	課	施 設
総務部	総務課	市役所本庁舎
		市役所別館（旧国体事務所）
市民部	人権推進課	あさえふれあいセンター
		三輪福祉会館
		緑町公園トイレ
	地域づくり推進課	地域づくり支援センター
		室積コミュニティセンター
		伊保木公民館
		牛島公民館
		光井公民館
		島田公民館
		中島田公民館
		浅江公民館
		三島公民館
		周防公民館
		大和公民館
		塩田公民館
		東荷公民館
		出張所
	牛島出張所	
	浅江出張所	
	三島出張所	
周防出張所		
大和支所	住民福祉課	大和支所
環境部	環境政策課	虹ヶ丘測定局
		丸山団地測定局
		西部墓園
		大和あじさい苑
	環境事業課	事務所
		ビーチクリーナー虹ヶ浜車庫
		ビーチクリーナー室積車庫

		牛島焼却炉
		牛島車庫
	下水道課	光井中継ポンプ場
		室積中継ポンプ場
		潤田マンホールポンプ
		光井マンホールポンプ
		原マンホールポンプ
		室積2マンホールポンプ
		室積3マンホールポンプ
		室積4マンホールポンプ
		魚ヶ辺広場トイレ
	深山浄苑	深山浄苑
	福祉保健部	福祉総務課
障害者(児)地域支援施設「海浜荘」		
●身体障害者デイサービスセンター		
●三島温泉健康交流施設（ゆーぱーく光）		
高齢者支援課		岩田第一老人憩いの家
		岩田第二老人憩いの家
		岩田老人作業所
		三輪第一老人憩いの家
		三輪第二老人憩いの家
		三輪第三老人憩いの家
		塩田佐田老人憩いの家
		塩田石城老人作業所
		東荷第一老人憩いの家
		東荷第二老人憩いの家
		東荷老人作業所
		●東部憩いの家
		●西部憩いの家
		●牛島憩いの家デイサービスセンター

	子ども家庭課	浅江東保育園
		浅江南保育園
		みたらい保育園
		大和保育園
		わかば児童館
		つるみ幼稚園
		やよい幼稚園
		さつき幼稚園
	健康増進課	大和保健センター
		休日診療所
●牛島診療所		
経済部	農業耕地課	農村婦人の家
		周防多目的集会所
		農産物加工センター
		室積市民農園
		三井市民農園
		虹川ライスセンター
		周南広域農道トンネル
		●農業振興拠点施設「里の厨」
		水産林業課
	●フィッシングパーク光	
	商工観光課	シルバーワークプラザ
		岩田駅
		岩田駅トイレ
		街路灯
		市営バス車庫
		観光トイレ (室積・虹ヶ浜海岸松林内、石城山等)
		海水浴場案内所(室積・虹ヶ浜)
		幼児用プール(室積・虹ヶ浜)
		キャンプ場炊飯棟(室積・虹ヶ浜)
		観光案内板照明(虹ヶ浜・小周防)
		●テクノキャンパス研修センター

建設部	道路河川課	西の河原川排水機場	
		川口水門	
		島田市水門	
		枝虫川・鳶の子川排水機場	
		街路灯	
	都市政策課	光駅駐車場（南口管理棟）	
		光駅駐車場（北口管理棟）	
	公園緑地課	都市公園等	
		児童遊園等	
		●冠山総合公園	
教育委員会	教育総務課	教育委員会庁舎	
		室積小学校	
		光井小学校	
		島田小学校	
		浅江小学校	
		上島田小学校	
		三井小学校	
		周防小学校	
		岩田小学校	
		三輪小学校	
		塩田小学校	
		東荷小学校	
		室積中学校	
		光井中学校	
		島田中学校	
		浅江中学校	
		大和中学校	
		人権教育課	虹川集会所
			汐浜集会所
	昭和会館		
	三輪集会所		

	文化・社会教育課	石城神社ポンプ
		野外活動センター（周防の森ロッジ）
		勤労青少年ホーム
		室積サンホーム
		光井サンホーム
		島田サンホーム
		浅江サンホーム
		上島田サンホーム
		三井サンホーム
		周防サンホーム
		三輪サンホーム
		岩田サンホーム
		伊藤公資料館
		●市民ホール
		●文化センター
	●ふるさと郷土館	
	体育課	島田運動広場トイレ
		上島田運動広場トイレ
		周防小学校サブグラウンドトイレ
		スポーツ館
●総合体育館		
●光スポーツ公園		
●大和総合運動公園		
●勤労者体育センター		
●身体障害者体育施設（サン・アビリティーズ光）		
図書館	図書館	
学校給食センター	学校給食センター	
病院局	光総合病院業務課	光総合病院
	大和総合病院業務課	大和総合病院
	介護老人保健施設 ナイスケアまほろば	介護老人保健施設ナイスケアまほろば
水道局	業務課	水道局庁舎
		林浄水場

		西伊保木排水池
		下林取水場
		大和配水池
		上ヶ原配水池
		高地区配水池
		千坊台配水池
		清山配水池
		観音寺配水池
		大和ポンプ場
		西畑ポンプ場
		上ヶ原ポンプ所
		伊保木ポンプ場
		島田3丁目ポンプ所
		西ノ庄ポンプ所
		光井5丁目ポンプ所
		光井6丁目ポンプ所
		千坊台ポンプ所
		五軒屋薬品注入室
		山田団地増圧施設

●は指定管理者制度適用施設